

別表第1
謝金

(単位：円)

用務内容	職 種	対象期間	単 価	摘 要
定型的な用務 の依頼	技 術 者	1日当たり	7,800	大学卒業者又は専門技術を有する者及びこれに相当する者
	研究補助者		6,600	その他
講演、討論等 研究遂行のため 学会権威者の 招へい	教 授	1時間当たり	9,300	教授及びこれに相当する者
	助 教 授		7,700	助教授及びこれに相当する者
	講 師		5,100	講師及びこれに相当する者
研究協力謝金		1回当たり	1,000	アンケート記入等の研究協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、社会通念の範囲を超えない適正な単価を設定すること。 なお、謝品として代用することができる。 この場合においては、消耗品費として計上すること。

別表第2

旅費単価

1 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例によること。

2 日当及び宿泊料
（国内旅費）

（単位：円）

職名	日当	宿泊料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲地	乙地	
学長及びこれに相当する者	3,000	14,800	13,300	指定職
教授及び助教授	2,600	13,100	11,800	医（一） 3級 4号俸以上
				研 5級 2号俸以上
				教（一） 4級 7号俸以上
講師、助手、技師及び相当者	2,200	10,900	9,800	医（一） 3級 3号俸以下 1級 5号俸以上
				研 5級 1号俸以下 2級 8号俸以上
				教（一） 4級 6号俸以下 2級 8号俸以上
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医（一） 1級 4号俸以下
				研 2級 7号俸以下 1級
				教（一） 2級 7号俸以下 1級

注）私立大学及びその他の研究機関等にあっては、この表の額を超えないようにすること。

(外国旅費)

(単位：円)

職名		日 当 及 び 宿 泊 料				国家公務員の場合の該当・号俸
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
学長及びこれ相当する者	日当	8,300	7,000	5,600	5,100	指定職
	宿泊料	25,700	21,500	17,200	15,500	
教授及び助教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500	医(一) 3級 4号俸以上
	宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500	研 5級 2号俸以上
						教(一) 4級 7号俸以上
講師、助手、技師及びこれに相当する者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800	医(一) 3級 3号俸以下 1級 5号俸以上
	宿泊料	19,300	16,100	12,900	11,600	研 5級 1号俸以下 2級 8号俸以上
						教(一) 4級 6号俸以下 2級 8号俸以上
上記以外の者	日当	5,300	4,400	3,600	3,200	医(一) 1級 4号俸以下
	宿泊料	16,100	13,400	10,800	9,700	研 2級 7号俸以下 1級
						教(一) 2級 7号俸以下 1級